

「日の丸・君が代」強制反対訴訟 東京地裁の判決 (要旨)

東京地裁が二十一日、言い渡した「日の丸・君が代」強制反対訴訟の判決理由の要旨は次の通り。

【訴えの適否】

在職中の原告らは、校長から入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすることについての職務命令を受けること、同職務命令を拒否した場合に戒告、減給、停職等の懲戒処分を受け、再発防止研修の受講を命じられること、定年退職後に再雇用を希望しても拒否されることはいずれも確実にある。懲戒処分等の強制の下、自己の信念に従って職務命令を拒否するか、自己の信念に反して上記職務命令に従うかの岐路に立たされることになる。職務命令が違法で

あった場合に侵害を受ける権利は、思想・良心の自由等の精神的自由権にかかわる権利であるから、権利侵害があった後に、処分取消請求、慰謝料請求等ができるとしても、そもそも事後的救済には馴染みにくい権利であるといふことができる。

また、在職中の原告らが、本件通達に基づく校長の職務命令に違反する毎に懲戒処分等の不利益処分を受けることは確実であり、その処分は戒告、減給、停職と回数を重ねる毎に重い処分となっている。懲戒免職処分となる可能性も否定することができず、これらの処分により原告らが受ける不利益は看過し難いものがある。事後的に、争ったのでは、回復し難い

重大な損害を被るおそれがある。したがって、原告らの訴えのうち公的義務の不存在確認請求及び予防的不作為請求にかかる部分は適法といふべきである。

【起立・斉唱義務】我が国において、日の丸、君が代は、明治時代以降、第二次世界大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたことがあることは否定し難い歴史的事実であり、国旗・国歌法により、日の丸、君が代が国旗、国歌と規定された現在においても、なお国民の間で宗教的、政治的にみて日の丸、君が代が価値中立的なものと認められるまでには至っていない状況にあることが認められる。このため、国民の間

には、公立学校の入学式、卒業式において、国旗掲揚、国歌斉唱をすることに反対する者も少なからずおり、このような世界観、主義、主張を持つ者の思想・良心の自由も、他者の権利を侵害するなど公共の福祉に反しない限り、憲法上、保護に値する権利といふべきである。したがって、教職員に対し、一律に、入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすることの義務を課することは、思想・良心の自由に対する制約になる。

被告らは、通達に基づき校長が教職員に対し国歌斉唱を命じ、ピアノ伴奏を命じることが、教職員に対し一定の外部的行為を命じるものであり、

教職員の内心理域における精神活動までを制約するものではなく、思想、良心の自由を侵害してゐない」と主張する。しかし、

人の内心領域の精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するものであり、これを切り離して考えることは困難かつ不自然であり、国旗に向かって起立したくない、国歌を斉唱したくない、或いは国歌を伴奏したくないといふ思想、良心を持つ教職員にこれらの行為を命じたことは、これらの思想、良心を有する者の自由権を侵害してゐる。

【学習指導要領の国旗・国歌条項】

学習指導要領は、原則として法規としての性質を有する。もっとも、国の教育行政機関が、普通教育の内容及び方法につ

いて遵守すべき基準を既定する場合には、大綱的な基準に止めるべきものと解する。学習指導要領の個別の条項が、大綱的基準を逸脱し、内容的にも教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合には、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして、法規としての性質を否定するのが相当である。

これを学習指導要領の国旗・国歌条項についてみてみると、同条項は、「国旗を掲揚することにも、国歌を斉唱することにも、国歌を斉唱するよう指導するもの」と規定するのみであつて、どのような教育をするかについてまでは定めてはいない。また、国旗掲揚、国歌斉唱の具体的方法等について指示するものではない。

なく、実施方法等については、各学校の判断に委ねており、その内容が一義的なものになつてゐない。

学習指導要領の国旗・国歌条項の法的効力は、

その内容が教育の自主性尊重、教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を定めるものであり、かつ、教職員に対し一方的な一定の理論や理念を生徒に教え込むことを強制しないとの解釈の下で認められる。学習指導要領の国旗・国歌条項が、このような解釈を超えて、教職員に対し、入学式、卒業式等の国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負わせているもので

あると解することは困難である。国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務までを導き出すことは困難である。

【通達に基づく義務】

都教委教育長が発する通達ないし職務命令についても、学習指導要領と同様に、教育基本法10条の趣旨である教育に対する行政権力の不当、不要の介入の排除、教育の自主性尊重の見地のほか、教育における機会均等の確保と一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準に止めるべきものと解するのが相当である。

通達及びこれに関する被告都教委の都立学校の各校長に対する一連の指導等は、教育の自主性を侵害するといへ、教職員に

対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制することに等しい、教育における機会均等の確保と一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められているとの誇りを免れない。通達及びこれに

関する都教委の都立学校の各校長に対する一連の指導等は、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして違法と解するのが相当であり、ひいては、都立学校の教職員の入学式、卒業式等の式典において、国歌斉唱の際に、国旗に向かって起立しない自由、国歌を斉唱しない自由、国歌をピアノ伴奏しない自由に対する公共の福祉の観点から許容されてゐる制約とは言い難いといふべきである。

通達及びこれに関する被告都教委の一連の指導等は、教育基本法10条に反し、憲法19条の思想・良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制約の範囲を超えているといふべきであつて、これにより、教職員が、都立学校の入学式、卒業式等の式典において、国歌斉唱の際に、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負うものと解することはできない。

【校長の職務命令】

教職員は、国旗掲揚、国歌斉唱を積極的に妨害するような行為に及ぶこと、生徒らに対して国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することの拒否を殊更に煽るような行為に及ぶことなどは、許されない。しかし、思想、良心の自由に基づき、これらの行為を拒否する自由を有している。また、教職員が拒否したとしても、格別、式典の進行や国歌斉唱を妨害することはない。うへ、生徒らに対して国歌斉唱の拒否を殊更煽るおそれがあるとははいえず、式典における国旗・国歌に対する正しい認識を持たせ、これを尊重する態度を育てるとの教育目標を阻害するおそれもないといえる。

仮に音楽科担当教職員が国歌斉唱の際のピアノ伴奏を拒否したとしても、他の代替手段も可能と考えられ、当該教職員に対して伴奏を拒否するか否かについて予め確認しておけば式典の進行等が滞るおそれもないはずである。教職員が拒否した場合に、これとは異なる世界

観、主義、主張等を持つ者に対し、ある種の不快感を与えることがあるとしても、憲法は相反する世界観、主義、主張等を持つ者に対しても相互の理解を求めているのであつて（憲法13条等参照）、このような不快感等により原告ら教職員の基本的人権を制約することは相当とは思われない。

【結論】

都立学校の各校長が、本件通達に基づき、原告ら教職員に対し、入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱せよとの職務命令を発することは、重大かつ明白な瑕疵があるといふべきである。

【国家賠償請求権】

違法な通達及びこれに基づき各校長の職務命令によつて、入学式、卒業式等の式典において、国歌を斉唱するに際し、国旗、国歌を斉唱することの拒否を殊更に煽るような行為に及ぶことなどは、許されない。そして、学校における入学式、卒業式等の式典は、生徒に対し、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳肅で清新な気分を味わわせ、新しい生活への動機付けを行い、集団への所属感を深めさせる意味で貴重な機会といふべきである。このように入學式、卒業式等の式典の意義、役割を考えると、これら式典において、国旗を掲げ、国歌を斉唱することは有意義なものといふことができ

また現実である。このよ
うな場合において、起立
したくない教職員、斉唱
したくない教職員、ピアノ
伴奏したくない教職員
に対し、懲戒処分をして
まで起立させ、斉唱等さ
せることは、いわば、少
数者の思想良心の自由を
侵害し、行き過ぎた措置
であると思料する次第で
ある。国旗、国歌は、国
民に対し強制するのでは
なく、自然のうち国民
の間に定着させるとい
うのが国旗・国歌法の制度
趣旨であり、学習指導要
領の国旗・国歌条項の理
念と考えられる。これら
国旗・国歌法の制度趣旨
等に照らすと、本件通達
及びこれに基づき各校長
の原告ら教職員に対する
職務命令は違法である。

声明

都の控訴は、憲法尊重擁護
義務(憲法99条)に違反する

原告団・弁護団

東京地方裁判所が国歌
斉唱義務不存在確認請求
等訴訟について去る9月
21日に言い渡した判決
(以下「本件判決」)に対し、
東京都教育委員会及び東
京都は、本日、控訴手続
きをとったことを発表し
た。

要請を無視し、控訴した
ことに対し、強く抗議す
る。

本件判決は、10・2
3通達とこれに関する一
連の都教委の校長に対す
る指導が、卒業式・入学
式等での国旗掲揚、国歌
斉唱の実施方法や、教職
員に対する職務命令の発
令等について、各学校の
裁量の余地なく画一的に
都教委の方針を強制する

もので、教育の自主性を
侵害し、教基法10条の
禁ずる「不当な支配」に
該当するもので違法とし
た。

また、教職員に対し懲
戒処分などをしてまで一
挙に起立・斉唱・ピアノ
伴奏等の義務を課した1
0・23通達とこれに基
づく職務命令は、憲法1
9条で保障された思想・
良心の自由を侵害し、違
憲であるとして、起立・
国歌斉唱・ピアノ伴奏義
務等の不存在、懲戒処分
の禁止、慰謝料の支払い
を認めた。

都教委及び都が本件判
決に対し控訴したことは、
行政が司法判断を重く受